

制度の比較(主なもの)

緑地保全の制度	制度の概要										
	根拠法	指定権者	行為制限等	事業手法		税制措置			国庫補助		
				事業主体	土地の取得	所得税	固定資産税	相続税	用地	移転補償	施設整備
特別緑地保全地区	都市緑地法	県・政令市(10ha以上) 市町村(10ha未満)	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(許可制)	・県 ・市町村 ・緑地管理機構	買入申し出に対する買入れ	譲渡所得について2,000万円特別控除	山林について最高1/2の評価減	(山林について) ・8割控除 ・管理協定により更に2割控除 ・延納利子税の軽減(4.2%)	1 / 3	-	1 / 2
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	国土交通大臣	建築・土地の形質の変更・木竹の伐採等(届出制)	-	-	-	-	-	-	-	-
近郊緑地特別保全地区	同上	県		特別緑地保全地区と同じ					5.5/10	-	1 / 2

(参考)

都市公園	都市計画法	県・政令市(10ha以上) 市町村(10ha未満)	建築・土地の形質の変更等(許可制)	・国 ・県 ・市町村 ・民間	任意買収	譲渡所得について5,000万円特別控除	-	-	1 / 3	1 / 3	1 / 2
------	-------	------------------------------	-------------------	-------------------------	------	---------------------	---	---	-------	-------	-------